

広域基盤整備計画調査

大井川地域広域基盤整備計画書作成業務

特別仕様書

関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所

項 目	内 容														
第1章 総 則 (適用範囲)															
第1-1条	<p>広域基盤整備計画調査 大井川地域広域基盤整備計画書作成業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>														
(目 的) 第1-2条	<p>本業務は、大井川地域広域基盤整備計画書の作成を行うことを目的とする。</p>														
(場 所) 第1-3条	<p>本業務において対象とする施設の場所は、大井川用水地区(島田市他7市1町)及び牧之原地区(島田市他4市)で、別添位置図に示すとおりである。</p>														
(一般事項) 第1-4条	<p>業務請負契約書及び設計共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。 (3) 作業実施のための現地立会等は、共通仕様書第1-16条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。 (4) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。 														
(管理技術者) 第1-5条	<p>管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。</p>														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">資 格</th> <th style="width: 33%;">技術部門</th> <th style="width: 33%;">選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業-農業土木 農業-農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木、農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)</td> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>業務に該当する部門</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)	農業土木		博士	業務に該当する部門	
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学													
	農業	農業土木、農業農村工学													
シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)	農業土木														
博士	業務に該当する部門														
(担当技術者) 第1-6条	<p>担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。</p>														
(配置技術者の確認) 第1-7条	<p>共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 														

項 目	内 容
(保険加入) 第1－8条	<p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画に位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。</p> <p>受注者は、共通仕様書第1－37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。</p> <p>また、監督職員からの請求があった場合は保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>
第2章 作業条件 (作業条件) 第2－1条	<p>本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <p>(1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法について監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。</p> <p>(2) 本業務において生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。</p>
(設計条件) 第2－2条	<p>対象地区は、大井川用水地区及び牧之原地区とし、両土地改良事業により造成された以下施設を対象とする。</p> <p>【大井川用水地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川口取水工 1式 ・栃山頭首工 1式 ・菊川頭首工 1式 ・大井川幹線水路 L=3,463m ・大井川左岸幹線水路 L=2,752m ・赤松幹線水路 L=2,783m ・向谷幹線水路 L=8,125m ・志太榛幹線水路 L=804m ・志太幹線水路 L=7,939m ・榛原幹線水路 L=7,636m ・小笠幹線水路 L=7,585m ・菊川幹線水路 L=5,712m ・菊川右岸幹線水路 L=14,433m ・菊川左岸幹線水路 L=14,795m ・掛川幹線水路 L=10,991m ・調整池 5カ所 ・伊太発電所 1式 ・水管理施設 1式 <p>【牧之原地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川口取水工 1式 ・牧之原揚水機場 1式 ・導水路 L=6,414m ・送水路 L=762m ・中央幹線水路 L=32,989m

項 目	内 容																							
(貸与資料等) 第2-3条	<ul style="list-style-type: none"> ・掛川幹線水路 L=8,531m ・阪本幹線水路 L=10,317m ・榛原幹線水路 L=10,782m ・菊川幹線水路 L=5,793m ・相良幹線水路 L=7,995m ・新谷幹線水路 L=1,705m ・掛川支線水路 L=912m ・中央1号支線水路 L=669m ・中央2号支線水路 L=2,892m ・中央3号支線水路 L=126m ・中央4号支線水路 L=32m ・中央5号支線水路 L=55m ・中央6号支線水路 L=928m ・中央7号支線水路 L=1,030m ・中央8号支線水路 L=36m ・阪本支線水路 L=1,144m ・相良支線水路 L=412m ・ファームポンド 10カ所 ・水管理施設 1式 																							
	<p>貸与資料は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="518 936 1337 2022"> <thead> <tr> <th data-bbox="518 936 1201 981">貸与資料</th> <th data-bbox="1201 936 1337 981">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="518 981 1201 1059">食料供給広域基盤確立対策 広域基盤整備計画書 広域水系型 大井川地域 (平成17年3月)</td> <td data-bbox="1201 981 1337 1059">1式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1059 1201 1171">平成21、23、24年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 大井川地区その1～3業務 報告書</td> <td data-bbox="1201 1059 1337 1171">1式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1171 1201 1328">平成30年度～令和4年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 大井川用水地区機能診断業務及び大井川用水地区機能 診断その2～9業務 報告書</td> <td data-bbox="1201 1171 1337 1328">1式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1328 1201 1440">平成19～21年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 牧之原地区その1～9業務 報告書</td> <td data-bbox="1201 1328 1337 1440">1式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1440 1201 1518">平成22年度 国営造成施設緊急整備対策調査 牧之原地区施設機能調査業務</td> <td data-bbox="1201 1440 1337 1518">1式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1518 1201 1597">平成26年度 牧之原国営造成土地改良施設整備事業 牧之原揚水機場ポンプ設備機能診断業務</td> <td data-bbox="1201 1518 1337 1597">1式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1597 1201 1709">令和4年度 国営造成水利施設ストックマネジメント 推進事業 牧之原地区機能診断その1業務 報告書</td> <td data-bbox="1201 1597 1337 1709">1式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1709 1201 1787">令和元年度 広域基盤整備管理調査 更新整備計画作成業務 報告書</td> <td data-bbox="1201 1709 1337 1787">1式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1787 1201 1865">国営大井川用土地改良事業計画書 (農業用排水) (平成11年度) 及び変更計画書 (平成21年度)</td> <td data-bbox="1201 1787 1337 1865">1式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1865 1201 1944">国営牧之原土地改良事業計画書 (農業用排水) (昭和 53年度) 及び変更計画書 (平成2年度)</td> <td data-bbox="1201 1865 1337 1944">1式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1944 1201 2022">国営牧之原土地改良事業計画書 (国営造成土地改良施 設整備) (平成23年度)</td> <td data-bbox="1201 1944 1337 2022">1式</td> </tr> </tbody> </table>	貸与資料	数量	食料供給広域基盤確立対策 広域基盤整備計画書 広域水系型 大井川地域 (平成17年3月)	1式	平成21、23、24年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 大井川地区その1～3業務 報告書	1式	平成30年度～令和4年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 大井川用水地区機能診断業務及び大井川用水地区機能 診断その2～9業務 報告書	1式	平成19～21年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 牧之原地区その1～9業務 報告書	1式	平成22年度 国営造成施設緊急整備対策調査 牧之原地区施設機能調査業務	1式	平成26年度 牧之原国営造成土地改良施設整備事業 牧之原揚水機場ポンプ設備機能診断業務	1式	令和4年度 国営造成水利施設ストックマネジメント 推進事業 牧之原地区機能診断その1業務 報告書	1式	令和元年度 広域基盤整備管理調査 更新整備計画作成業務 報告書	1式	国営大井川用土地改良事業計画書 (農業用排水) (平成11年度) 及び変更計画書 (平成21年度)	1式	国営牧之原土地改良事業計画書 (農業用排水) (昭和 53年度) 及び変更計画書 (平成2年度)	1式	国営牧之原土地改良事業計画書 (国営造成土地改良施 設整備) (平成23年度)
貸与資料	数量																							
食料供給広域基盤確立対策 広域基盤整備計画書 広域水系型 大井川地域 (平成17年3月)	1式																							
平成21、23、24年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 大井川地区その1～3業務 報告書	1式																							
平成30年度～令和4年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 大井川用水地区機能診断業務及び大井川用水地区機能 診断その2～9業務 報告書	1式																							
平成19～21年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 牧之原地区その1～9業務 報告書	1式																							
平成22年度 国営造成施設緊急整備対策調査 牧之原地区施設機能調査業務	1式																							
平成26年度 牧之原国営造成土地改良施設整備事業 牧之原揚水機場ポンプ設備機能診断業務	1式																							
令和4年度 国営造成水利施設ストックマネジメント 推進事業 牧之原地区機能診断その1業務 報告書	1式																							
令和元年度 広域基盤整備管理調査 更新整備計画作成業務 報告書	1式																							
国営大井川用土地改良事業計画書 (農業用排水) (平成11年度) 及び変更計画書 (平成21年度)	1式																							
国営牧之原土地改良事業計画書 (農業用排水) (昭和 53年度) 及び変更計画書 (平成2年度)	1式																							
国営牧之原土地改良事業計画書 (国営造成土地改良施 設整備) (平成23年度)	1式																							

項 目	内 容																					
(貸与資料の取扱い) 第2-4条 第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量)	<p>第2-3条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。 (3) 貸与資料から得られる情報は、業務を実施する以外の目的で使用してはならない。 (4) 全ての貸与資料について、複製、持ち出しをしてはならない。業務の遂行上これらの行為が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。 (5) 貸与資料により得られる情報のうち、個人を特定できる一切の情報について遵守するものとし、「複製」「外部への持ち出し」「改変」等の行為をしてはならない。 (6) その他、資料の貸与が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。 																					
第3-1条	<p>本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。 なお、詳細は別紙1「作業項目内訳表」に示すとおりとする。</p> <p>作業項目表</p> <table border="1" data-bbox="475 1122 1353 1406"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 資料の検討</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 水利調整組織再編計画</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 水利用計画の概定</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 環境・景観配慮基本方針の策定</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 大井川地域広域基盤確立推進協議会</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 点検取りまとめ</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	作業項目	数量	備考	1. 資料の検討	1式		2. 水利調整組織再編計画	1式		3. 水利用計画の概定	1式		4. 環境・景観配慮基本方針の策定	1式		5. 大井川地域広域基盤確立推進協議会	1式		6. 点検取りまとめ	1式	
作業項目	数量	備考																				
1. 資料の検討	1式																					
2. 水利調整組織再編計画	1式																					
3. 水利用計画の概定	1式																					
4. 環境・景観配慮基本方針の策定	1式																					
5. 大井川地域広域基盤確立推進協議会	1式																					
6. 点検取りまとめ	1式																					
(作業の留意点) 第3-2条	<p>作業の実施に際し留意する点は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 報告書作成において、第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (2) 作業の実施にあたっては、広域基盤整備計画調査実施要領に則り進めなければならない。 																					
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	<p>共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初回 作業着手段階(対面) 第2回 中間打合せ(施設機能診断に係る聞き取り)(対面) 令和5年5月に開催を予定している施設管理者との打合せに同席し、施設機能診断が必要か聞き取る。 第3回 中間打合せ(環境・景観配慮基本方針の策定段階)(Web) 第4回 中間打合せ(大井川地域広域基盤確立推進協議会資料作成段階)(Web) 最終回 成果とりまとめ段階(対面)</p>																					

項 目	内 容
<p>第5章 成果物 (成果物) 第5-1条</p> <p>(成果物の提出先) 第5-2条</p>	<p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について監督職員と相互に確認するものとする。 また、第3、4回中間打合せはWebを考えている。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p> <p>本業務は電子納品対象業務とする。</p> <p>(1) 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 成果物の電子媒体 (CD-RもしくはDVD-R) 正/副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体 (CD-R若しくはDVD-R) により別途1部を提出するものとする。 2. 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。 <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。 静岡県菊川市加茂2280-1 関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所</p>
<p>第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条</p>	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (4) 履行期間の変更が生じた場合。 (5) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (6) その他重要な変更が生じた場合。
<p>第7章 業務管理 (業務管理) 第7-1条</p>	<p>情報共有システムの業務について</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 (2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省Webサイト参照)によるものとする。 (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

項 目	内 容
第 8 章 定めなき 事項 (定めなき事項) 第 8 - 1 条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	数量
1. 資料の検討	業務の実施にあたり、必要な資料の収集及び貸与資料の内容を把握する。	1 式
2. 水利調整組織再編計画		
2-1. 既存組織状況	<p>既存の水利調整組織体制と活動状況を把握する。また、水利調整組織再編の必要性とその可能性について検討し、下記様式に整理する。</p> <p>広域基盤整備計画書 3. 水利調整組織再編計画 ・ 既存組織状況 (様式 3-1)</p>	1 式
2-2. 水系連合組織構想概定	<p>既存組織を統廃合した具体的な水系連合組織の再編構想を作成し、下記様式に整理する。</p> <p>広域基盤整備計画書 3. 水利調整組織再編計画 ・ 水利調整組織再編構想 (様式 3-2)</p>	1 式
3. 水利用計画の概定		
3-1. 広域水利用構想策定	<p>農業用水水利用状況を把握し、水融通の必要性を検討する。また、広域水利用構想を策定し、下記様式に整理する。</p> <p>広域基盤整備計画書 4. 農業水利用融通・再編計画 ・ 広域水利用構想 (様式 4-1)</p>	1 式
3-2. 渇水調整構想策定	<p>既往の渇水調整の実態・地域における渇水ルールの方法、連絡体制等を調査し、問題点を把握する。それらを踏まえ目指すべき渇水調整ルールを策定し、下記様式に整理する。</p> <p>広域基盤整備計画書 4. 農業水利用融通・再編計画 ・ 渇水調整構想 (様式 4-2)</p> <p>広域基盤整備計画書【資料編】 4. 農業水利用融通・再編計画 ・ 水系水利権一覧 (様式 4-2-1) ・ 水系既往渇水調整 (取水量カット) の実態 (様式 4-2-2) ・ 水系既往渇水調整 (ダム融通放流) の実態 (様式 4-2-3) ・ 渇水調整連絡対策の方法 (様式 4-2-4) ・ 旬別降水量 (様式 4-2-5)</p>	1 式

作業項目	作業内容	数量
3-3. 農業用水再編構想策定	<p>農業用水水利用状況に係る農業情勢、地元意識等を調査し、農業用水再編の必要性を検討する。また、構想を策定し、下記様式に整理する。</p> <p>広域基盤整備計画書 4. 農業水利用融通・再編計画 ・農業用水再編構想（様式4-3）</p> <p>広域基盤整備計画書【資料編】 4. 農業水利用融通・再編計画 ・農業用水再編構想（様式4-3-1） ・地域営農機能代替計画構想の概要（様式4-3-2）</p>	1 式
4. 環境・景観配慮基本方針の策定		
4-1. 環境・景観配慮の現状	<p>地域の自然環境・景観の現状について資料収集、現地調査等により把握し、取りまとめを行い、下記様式に整理する。</p> <p>広域基盤整備計画書 6. 環境・景観配慮基本方針（様式6） ・（1）環境・景観配慮の現状</p> <p>広域基盤整備計画書【資料編】 6. 環境・景観配慮基本方針 ・環境・景観の現況（様式6-1-1）</p>	1 式
4-2. 環境・景観配慮基本方針	<p>地域の環境・景観の現状を踏まえ、更新整備時における環境・景観配慮の基本方針を策定し、下記様式に整理する。</p> <p>広域基盤整備計画書 6. 環境・景観配慮基本方針（様式6） ・（2）環境・景観配慮基本方針</p> <p>広域基盤整備計画書【資料編】 6. 環境・景観配慮基本方針 ・環境・景観配慮基本方針（様式6-2-1）</p>	1 式
5. 大井川地域広域基盤確立推進協議会		
5-1. 大井川地域広域基盤確立推進協議会の運営補助	<p>大井川地域広域基盤確立推進協議会の運営補助を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開催時期及び回数 協議会兼幹事会（大井川用水地区・牧之原地区：18機関）：年1回8月頃を予定 2. 日程調整 協議会及び幹事会員と日程調整を行い、協議会兼幹事会の開催日を決定する。また開催案内の連絡を行う。 3. 会場の設営・準備 会場の設営・準備を行う。 なお、会場は発注者で調整する。 4. 資料の作成等 協議会兼幹事会に必要な資料を作成し、用意する。（議 	1 式

作業項目	作業内容	数量
	事次第、出席者名簿等) 5. 議事録の作成 協議会兼幹事会の議事録を作成する。	
5-2. 広域基盤確立 推進協議会の実 施状況	広域基盤確立推進協議会終了後、実施状況を下記様式に整理する。 広域基盤整備計画書 7. 広域基盤確立推進協議会の実施状況（様式7） 広域基盤整備計画書【資料編】 7. 広域基盤確立推進協議会の実施状況 ・広域基盤確立推進協議会の実施状況（様式7-1-1）	1 式
6. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式